



こんにちは 加藤ひろし です

第59号

私の活動地域
晴海・勝どき・豊海町
築地・浜離宮庭園

<らしや区政のご相談
お気軽にお電話ください
3551-6820 (事務所)
3533-0583 (自宅)



日本共産党中央区議会議員 私のブログもご覧ください『こんにちは加藤ひろしです』で検索!

自治体の保育実施責任と保育環境の向上を求め 日本共産党区議団「修正案」を提出

中央区議会第三回定例会に、2015年4月から実施予定の「子ども子育て支援新制度」に伴う新規条例の制定や条例改正など5件の議案が提出され、私（加藤博司）が所属する「保健福祉委員会」に付託をされました。

日本共産党区議団は、区が条例提案した「中央区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」を詳細に検討した結果「保育の質」の低下を招くと判断し、「修正案」を提出しました。

自治体の「保育の実施責任」から「保育のサービスピス提供」に変更し、自治体の責任軽減を図る

「新制度」は、保育事業への株式会社や民間企業の参入を促して「待機児の解消」をはかるうとするもので、職員の配置基準や給食の有無、保育室の面積など、保育施設の設置基準を、今まで以上に緩和する内容となっています。

「新制度」の問題点は、児童福祉法により、自治体の「保育の実施責任」が義務づけられていましたが、「保育のサービスピス提供」に変更し、自治体の責任を軽減することになります。

保育士の資格がなくても保育者に

区立保育園などの認可保育所の保育者は全員が保育士の資格を持っています。

しかし提案された「条例」は、小規模保育事業C型（6人から10人以下）や、家庭的保育事業（自宅で乳幼児を預かる事業）（1人から5人以下）は、区長が認める研修を修了すれば保育士の資格がなくても保育者になります。また小規模保育事業B型（6人から19人以下）では、保育者の「5分の3以上」が保育士であればよいとしています。

給食は外部搬入も・ビルの高層階に保育室も可能

「条例」では、保育園の給食は、自園で調理することが原則となっていますが、連携施設（社会福祉施設や病院など）などからの外部搬入も認めています。

また、保育室を4階以上に設置する場合の屋外階段の必要規制がなく、たぬき、ビルの高層階の保育室を設置するところも可能になります。（裏面に続きます。）



公園で遊ぶ保育園児たち

築地市場移転反対・現在地で再整備を

日本共産党中央区議団ニュース

2014年10月上旬号 中央区築地1-1-1
電話3546-5563, FAX3546-9570

「保育士資格者」をふやすよう 修正案を提案

私（加藤博司）は、日本共産党区議団を代表して、区立認可保育園で実施されている保育の水準を下回るような保育にさせないために、「家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」について修正案を提出し、説明を行いました。

修正案は、「保育事業は、子どもの権利保障を基本に、格差のない保育・教育を実施すること。児童福祉法24条1項に明記されている行政の保育実施責任を最大限生かすこと。現行保育水準を後退させず維持・拡充をはかることが必要」との立場から行い具体的には、

- ① 19人以下の小規模な保育施設で、保育士資格者の割合を「6割」でなく「四分の三」以上に改めること。
- ② 満1歳以上満3歳児未満の幼児6人に対し保育士1人の基準を、幼児5人に対し1人へと保育士の配置を上乗せすること。
- ③ 緊急時の安全の上からも、保育室などの設置は3階以下とすること。
- ④ 家庭的保育の保育者は保育士、教員、助産師、保健師、看護師などの資格を持ち、3年以上の保育経験があるなど、保育者の資格要件を厳格にすること、などを提案し

ました。

残念ながら修正案は、他会派の賛同を得られず、否決されてしまいました。これからも保育環境の向上をめざし、力を尽くしていきます。

2015年度予算編成に向けた 「予算要望書」を提出

日本共産党中央地区委員会と区議団は、9月26日、中央区の来年度予算編成に向けた「予算要望書」を矢田中央区長に提出しました。この要望書は、区民のみなさんから寄せられている切実な要求や、毎年党区議団が実施している「区民アンケート」の結果を集約し、日本共産党の政策的提案とともに、区の施策全般について510項目にまとめたものです。

要望書は、9つの柱に分類されています。詳しくは、日本共産党中央区議会議員団のホームページに全文を掲載します。

予算要望書（510項目）の柱

- 一. 平和と自治権拡大をつらぬき、清潔で暮らさない、区民本位の区政を実現するために
- 二. 区民の生命、財産を守る防災対策強化のために
- 三. 日本経済の主役である中小企業。商店の振興と地域経済の活性化のために
- 四. 区民のくらしと福祉、健康のために
- 五. 保健医療・衛生活動の充実をはかるために
- 六. 環境を守るまちづくりを進めるために
- 七. 超高層ビル中心の「都市再生」から、「住民本位」のまちづくりに転換するために
- 八. 交通政策を自動車中心から歩行者中心に転換し、命と環境を守るまちづくりを図るために
- 九. 子どもたちの豊かな成長を保障する教育をすすめる、区民のための文化・スポーツの発展のために。



2015年予算要望書を提出する
日本共産党中央地区委員会と議員団
(9月26日)